

行政不服審査制度について

行政不服審査制度は、「行政不服審査法」に基づき、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を図ることを目的とする制度です（行政不服審査法第1条第1項）。

行政不服審査手続の対象は、「処分その他公権力の行使に当たる行為」となります。制度そのものの改廃・苦情等は対象になりません。

審査請求は、どのような場合にできるのですか？

処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」がすることができます（行政不服審査法第2条）。

また、不作為についての審査請求は、当該不作為に係る申請をした者がすることができます（行政不服審査法第3条）。

※不作為＝法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないこと

審査請求をするには、どのような手続きが必要ですか？

審査請求は、法律に口頭ですることできる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出する必要があります（行政不服審査法第19条第1項）。

書類は、処分を担当する課まで、郵送又は持参してください（メール・FAX不可）。

※行田市長以外の行政庁に対する審査請求は、各行政庁にお問合せください。

審査請求は、いつまでにすればよいのですか？

処分についての審査請求ができる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内です（行政不服審査法第18条第1項）。また、処分があった日の翌日から1年が経過したときは、原則としてすることができないとされています（行政不服審査法第18条第2項）。

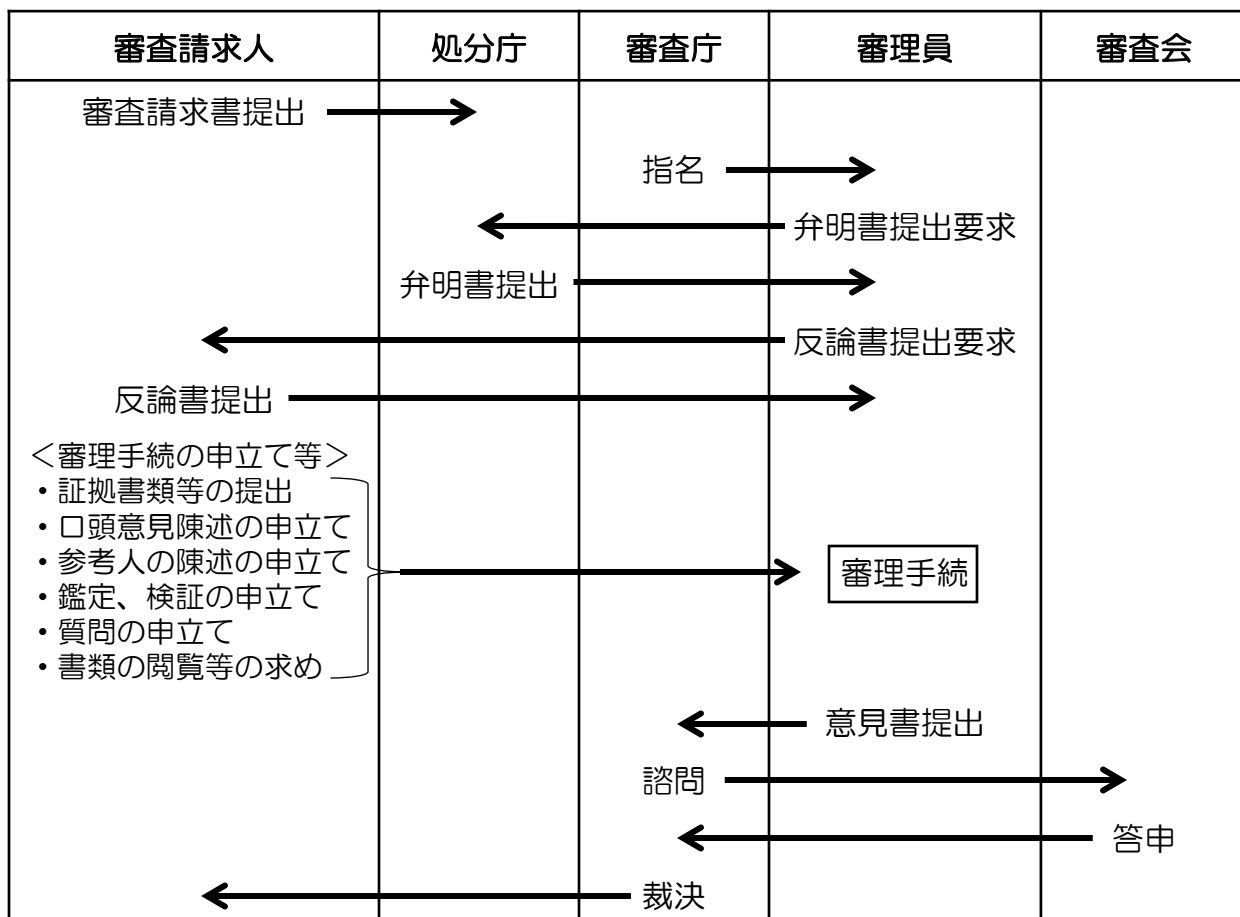
※法律又は条例に特別の定めがある場合があります。

審査請求における審理は、どのように行うのですか？

行田市長に審査請求した場合の一般的な審理手続の流れについては、裏面をご覧ください。

（裏面あり）

行田市長に審査請求した場合の一般的な審理手続の流れ



※審査請求人が申立てできる審理手続は、審理の状況によって異なります。具体的なことについては、審査請求後、審理員までお問い合わせください。

○行政不服審査制度に関する問合せ先

- ・行田市における行政不服審査制度について
総務部総務課
電話番号：048-556-1111（内線216）
- ・行田市から受けた処分に対して不服がある場合
当該処分をした担当課にお問い合わせください。
- ・行田市長以外の行政庁に対する不服申立てについて
各行政庁にお問い合わせください。